

石川県消費者教育推進計画(改定案)に対する パブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和2年3月26日(木)～令和2年4月15日(水)
2 寄せられたご意見 24件

番号	意見概略	左記に対する考え方
【基本目標1】体系的な消費者教育の推進		
(1)小・中・高等学校における取組		
1	学校や職場での勉強会等を増加させることが効果的である。	学校、大学、職場における消費者教育は重要であり、これを支援するため、DVDやリーフレット等の教材や専門的知識を有する外部講師の活用を促すなどの取組を本計画に盛り込んでいます。(P17、P19、P22) また、父母については、PTAや子育て支援団体等に対する講師派遣、外部人材の活用支援の取組を、本計画に盛り込んでいます。(P20) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
2	消費者教育を受けたことのない理由として「開催されていることを知らない」が最も多いという調査結果について、学校、職場開催であればこのような漏れ落ちが少なくなるであろう。	
3	受験に専念する高校3年生に消費者教育が難しいところ、高校2年生くらいを目安に消費者社会教育が必要である。もしくは、大学1年次に必修として「消費者経済社会教育」を行い、「こんな大学生がだまされる」といった教育が必要である。同時に、父母に対する情報提供と予防策を教育支援する仕組みがほしい。	
4	保護者等による家庭での消費者教育を支援するため、県内の諸団体と連携した学習会や講座の開催などの手段も追加することが必要。	
5	子供たちは、知識はあるが、経験の少ない実体経済場面に弱く、現金の重要性をしっかりと教えることが急務になっている。学校を一步外に出ると役立たない、すっかり忘れる知識をどう補完するかが課題である。	
(2)大学等における取組		
6	経済自立していない大学生等についての対策が急務である。	大学に対し、学生向け出前講座の実施や専門的知識を有する外部講師の活用などの働きかけを積極的に行うことを、本計画に盛り込んでいます。(P19) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
7	「外部人材」として県や外郭消費者団体が大学に働きかけ、仕組みをつくるのが、多忙な大学教員の手をわずらわせずにするのではないか。	
(3)地域、家庭における取組		
8	県民へのエシカル消費の認知度向上のためには、エシカル消費の取り組みをすすめている県内の諸団体と連携したイベントを行うなどの工夫も必要ではないか。	エシカル消費に関する学習機会及び情報の提供を行うことを本計画に盛り込んでいます。(P20) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
(4)職域における取組		
9	「職域における取組」(P21)に、「企業等の事業者に対して、事業活動を通じて消費者や社会・環境に配慮した商品、サービス、情報の提供・調達に努めるよう促します。また事業者に対して、その社員等へのSDGsの一環として「つくる責任、使う責任」に関する教育を促します。」という文章を追加し、具体的な取組例も、数点盛り込むべき。	本計画は、安全安心な消費生活社会づくりの実現に参画できる消費者の育成を目指しているものであり、事業活動における環境配慮の取組について記載することは考えておりませんが、いただいたご意見は今後の具体的な取組にあたって参考とさせていただきます。

番号	意見概略	左記に対する考え方
【基本目標2】消費者教育の担い手の育成		
10	消費者問題に対する市町の施策として望むことについての調査結果(P8)で、「わからない」が増しているが、「どうすればいいか」を具体的に提案、助言してくれる良識ある人材、団体の育成が急務であるのではないか。	市町の消費生活相談員及び消費者行政担当職員等を対象に、消費者教育担い手育成研修を実施するなど、地域における消費者教育の担い手の育成を図ることを、本計画に盛り込んでいます。(P23) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
11	推進に不可欠な消費者団体が、引き続き組織的、財政的にも持続していけるよう支援方針も加筆してほしい。	消費者団体による自主的な担い手の育成活動に対して、講師の派遣や教材の情報提供により支援していくことを本計画に盛り込んでいます。(P23) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
【県が重点的に取り組むテーマ】		
①高齢者の消費者被害防止の取組強化		
12	高齢者への注意喚起の結果、市役所や県からきたはがきでも早速、捨てるという逆効果が発生しており、方法の改善とアップデートが急務である。	高齢者については、消費者被害防止の観点から、家族等による見守り体制の強化を図ることとしていますが(P25)、いただいたご意見は今後の具体的な取組にあたっての参考とさせていただきます。
③消費者教育を受ける場の充実		
13	県や市町の出前講座について、より周知を行うことが短期対策でないか。中長期としては、ソフト開発であり、「草の根消費者教室講師」もよいが、しっかりコミュニケーション教育を行い、「おしつけ」、「上から目線」、「強制」といったクレームがでないようにする。	計画では、市町や消費者団体などと情報共有を図り、消費者教育の取組を広く情報発信することとしています。(P27) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
14	小中高等学校へのアンケート調査によれば、出前講座の利用についてニーズが高く、教員研修(P22)をおこなっているのであれば、そのときに 出前講座情報提供を行ってほしい。 またどのような出前講座が必要なのかの情報は、消費者支援ネットワークいしかわへ提供してほしい。	
④若年者の消費者教育の強化		
15	近年高齢者だけでなく、ネットワーク社会の広がりに対して若年者にも被害が出ている。当該計画は全世代間に対応できていると思うが、被害が少なくなるように願う。	計画では、幼児期から高齢期までの各年代において、消費者教育を体系的に実施することとしている(P13)ほか、「若年者の消費者教育の強化」を重点テーマの一つに掲げています。(P27)

番号	意見概略	左記に対する考え方
推進体制と検証		
16	「見守られたくない」高齢者や、「見守り」では、実際には防止できなかった事例の収集と対策検討によるPDCAが必要。	計画では、消費者教育の取組状況について毎年検証を行い、充実が必要な部分は施策に反映させることとしています。(P28) いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。
17	計画の推進体制(P28)について「年に3回以上開催し、意見を聴きながら、計画の策定や修正について協議し、議事録を継続的に公開してまいります。」と修正してほしい。	県では、年間の消費者教育の取組状況を把握したうえで、これを評価指数などを用いて検証することとしており、審議会は年1回の開催となっています。 今後とも、消費生活審議会の議事録の公表のほか、審議会の協議を受けて実施する取り組みについて、広く周知に努めます。
18	【別表】(P29)評価指数について、SDGsも踏まえた新しい計画にふさわしい、実践的でわかりやすい目標を掲げ、県民が意欲的に取り組めるように工夫すべき。	本県では、計画に基づく施策の進捗状況を検証できるよう、基本目標の内容に対応した評価指数を設けているところであり、その達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。 なお、SDGsの重要な構成要素となっているエシカル消費について、具体的取組の中で、学習機会や情報の提供に努めることとしています。
その他		
19	「デジタルコンテンツ」に関する相談について、まずは、マスコミが「信頼性ある情報」を報道できているのかを問う仕組みが必要である。	本計画は、消費者教育を推進する計画であるため、マスコミの報道内容の精査の仕組みについて記載することは考えておりませんが、消費者が誤った情報に惑わされないように啓発するという点で、いただいたご意見は今後の具体的な取組にあたっての参考とさせていただきます。
20	障害を持つ人などにも配慮して、奥付にはご担当部署の電話番号だけでなく、メールアドレスも付けてほしい。	ご意見のとおり、奥付に担当部署のメールアドレスを記載します。
21	県からの消費者問題に関するお知らせの入手方法に関する調査結果(P8)で、新聞が大きく減退しているのは、新聞情報の信頼性の低下が背景になっている可能性があり、新聞と信頼が時代のキーワードになっているのではないか。	ご意見は、今後の具体的な取組にあたっての参考とさせていただきます。
22	民法改正による成年年齢の引き下げについて、「仮成年制度」など、最終的には責任をにおしつけられる親を保護する制度が必要である。	
23	学生に対する消費者教育の実施方法として、「サークル・リーダー研修」(P17)というのがどのようなものであるかを検証したい。	
24	期待しております。	安全安心な消費生活社会づくりの実現に参画できる消費者の育成のため、より一層体系的・効果的な消費者教育の推進に取り組んでまいります。